

経営相談 Q & A

「個別労働関係紛争解決制度」について

Q

当社従業員が会社の車を使って営業活動中に事故を起こし、負傷するとともに車を破損しました。当社は従業員に車の修理代全額を請求しましたが、従業員は、業務上の事故であり、また重過失もないとして、車の修理代請求の撤回及び労災に係る協力を求めました。お互いの主張が平行線をたどるなか、当社としてはできるだけ円満に解決したいと考えています。何か良い手だてはないでしょうか。

A

企業組織の再編や人事労務管理の個別化に伴い、解雇や労働条件の不利益変更等、労働関係に関する個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」という）が増加しています。紛争の最終的解決手段としては裁判制度がありますが、これには長い時間と多くの費用がかかってしまいます。

こうした個別労働紛争の未然防止と職場慣行を踏まえた円満・迅速な解決を図ることを目的として、都道府県労働局に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく、無料の個別労働関係紛争解決制度が用意されています。

1. 総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

個別労働関係紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らないことや、誤解に基づくものが多くみられます。このような場合、労働問題に関する関連情報を入手したり、専門家に相談をしたりすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または紛争を早期に解決することができます。

このため、都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）、労働基準監督署などに「総合労働相談コーナー」が設置され、総合労働相談員が配置されています。

総合労働相談コーナーでは、労働条件、募集・採用、男女均等取扱い、職場環境を含め、労働問

題に関するあらゆる分野の労働者、事業主からの相談を専門の相談員が、面談あるいは電話で受け付けます。また、プライバシーの保護に配慮するほか、相談内容によって女性相談員による対応を希望する場合、女性相談員のいるコーナーも紹介します。

2. 都道府県労働局長による助言・指導

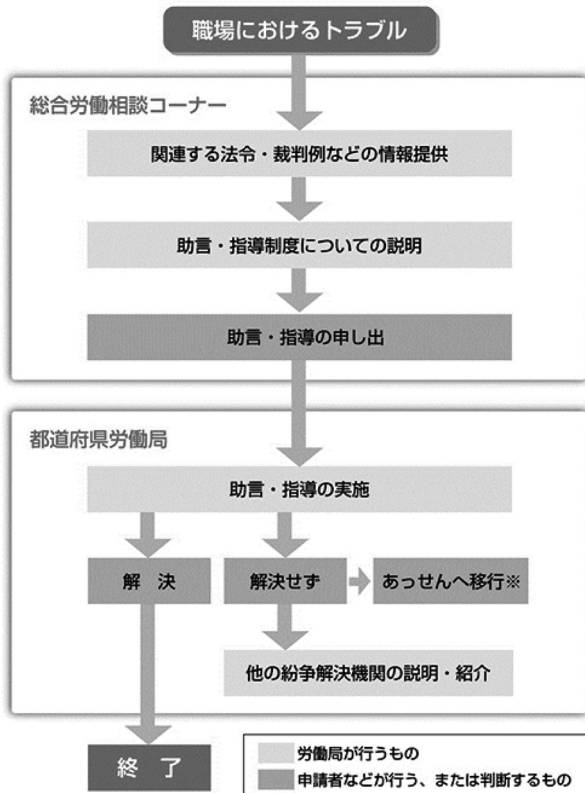
「都道府県労働局長による助言・指導」は、民事上の個別労働関係紛争について、個別労働関係紛争の問題点と解決の方向を都道府県労働局長が示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度です。なおこの制度は、あくまでも紛争当事者に対して話し合いによる解決を促すものであり、なんらかの措置を強制するものではありません。

対象となる範囲は、「労働条件その他労働関係に関する事項について」の個別労働関係紛争です。

個別労働関係紛争の具体的範囲としては、

- ①解雇、雇止め、配置転換・出向、昇進・昇格、労働条件の不利益変更等の労働条件に関する紛争
- ②いじめ・嫌がらせなどの職場環境に関する紛争
- ③会社分割による労働契約の承継、同業他社への就業禁止等の労働契約に関する紛争
- ④募集・採用に関する紛争
- ⑤退職に伴う研修費用の返還、営業車など会社所有物の破損についての損害賠償をめぐる紛争などがあります。

都道府県労働局長による助言・指導の手続きの流れ



3. 紛争調整委員会によるあっせん

あっせんとは

紛争当事者の間に第三者が入り、双方の主張の要点を確かめ、場合によっては、両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る制度です。

紛争調整委員会とは

弁護士、大学教授、社会保険労務士等の労働問題の専門家により組織された委員会であり、都道府県労働局ごとに設置されています。この紛争調整委員会の委員から指名されるあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

紛争調整委員会によるあっせんの特徴

- ① 裁判に比べ手続きが迅速・簡便
- ② 専門家が担当
- ③ 利用は無料
- ④ あっせん案に合意した場合、民法上の和解契約

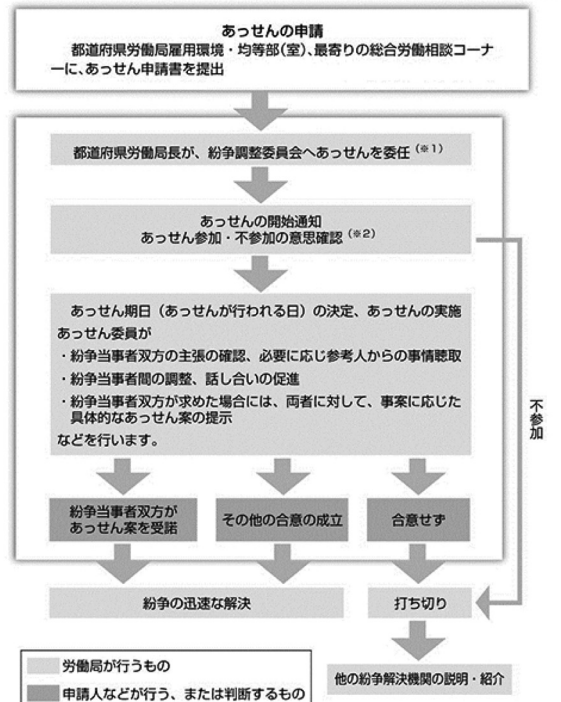
の効力を持つ。

- ⑤ 非公開でありプライバシーは保護される
- ⑥ 労働者があっせんの申請をしたことを理由として、事業主が労働者に対して不利益な取扱いをすることは、法律で禁止。

あっせんの対象となる紛争

前述「2. 都道府県労働局長による助言・指導」の具体的範囲のうち「④募集・採用に関する紛争」を除く項目。

紛争調整委員会によるあっせん手続きの流れ



(※1) 必要に応じて申請人から事情聴取などを行い、紛争に関する事実関係を明確にした上で、都道府県労働局長が紛争調整委員会にあっせんに委任するか否かを決定します。
 (※2) あっせん開始の通知を受けた一方の当事者が、あっせんの手続きに参加する意思がない旨を表明したときは、あっせんは実施せず、打ち切りになります。

本制度は労働者、事業主のどちらからも申請ができます。労働者と事業主との間のトラブル（個別労働関係紛争）で困ったときはこれらの制度を利用するとよいでしょう。詳しくは厚生労働省、各都道府県労働局等にお尋ねください。

(丸尾尚史)